

PFHxS 関連物質、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン (MCCP)、長鎖 PFCA 等に関する
BAT 報告書の事前相談について

令和 7 年 12 月 16 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）では、他の化学物質に不純物として微量含まれる第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術（BAT : Best Available Technology/ Techniques）」の原則、すなわち第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に対し、当該不純物による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該不純物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 10 回締約国会議（令和 4 年 6 月に開催）において、PFHxS 関連物質を廃絶対象物質とすることが決定され、これを受け、3 省合同会合¹において審議を行い、これらの物質を新たに第一種特定化学物質に指定すること等が適当とされました。

また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 12 回締約国会議（令和 7 年 4 月から 5 月に開催）において、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を廃絶対象物質とすることが決定され、これを受け、3 省合同会合において審議を行い、これらの物質を新たに第一種特定化学物質に指定すること等が適当とされました。

これを踏まえ、別紙に記載の物質を不純物として含有する化学物質について、「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（令和 7 年 10 月 6 日）に基づく BAT 報告書の事前相談を令和 7 年 12 月 16 日から受け付けます。PFHxS 関連物質及び長鎖 PFCA 関連物質の個別物質についての審議については政令公布後に実施する予定ですが、別添 1 及び別添 2 に掲げた物質を不純物として含有する化学物質について BAT 報告を予定している場合も事前相談を受け付けます。

事前相談する際は、末尾の「お問合せメールフォーム」から事前に連絡をいただけますようお願いします。

BAT 報告書の正式な受理については、政令を公布した後に行いますのであらかじめご承知おきください。

¹ 薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会/安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【問合せ先】

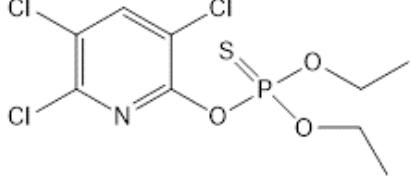
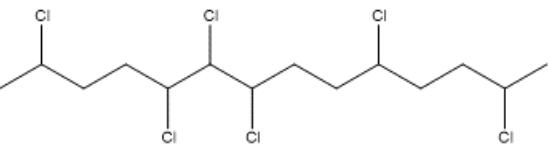
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

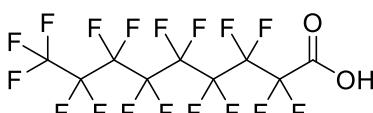
お問合せメールフォーム：（下記 URL 先の末尾に設置しています。）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specific_d_history.html

※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。

(別紙)

No.	化学物質名	CAS番号* (参考)	化審法 官報公示 整理番号* (参考)
1	(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	111393-39-6 55591-23-6 423-50-7 254889-10-6 38850-52-1 86525-30-6 等	2-2814 2-2815 等
2	チオリン酸O・O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	2921-88-2	5-3724
	 (構造式)		
3	中鎖塩素化パラフィン(以下の(1)、(2)又は(1)かつ(2)を満たす物質)	85535-85-9	2-68
	 (構造式の例)		
(1)	炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する		

	物質又は混合物		
(2)	以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$) $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$) $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$) $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)		
4	(1) ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖P F C A）又はこれらの塩  (構造式の例)	375-95-1 4149-60-4 等	2-2659
	(2) ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）		

*CAS番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。